

沖縄県小売業 SAFE 協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

沖縄県内の休業4日以上労働災害(以下、「労働災害」という。)による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、全体の労働災害の半数以上を第三次産業が占めている。第三次産業である小売業においても同様に労働災害が増加しており、小売業で発生した労働災害について事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、約4割を占める状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害(以下「行動災害」という。)の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には休業6か月以上に及ぶものも発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (4) その他構成員が必要と認める事項(構成員による取組目標等を定めた協定の締結、構成員相互間での現場視察・パトロール等の実施、厚生労働省で実施するSAFEコンソーシアムへの参加促進、厚生労働省で実施するSAFEアワードへの応募等)

3 構成員

別紙のとおり

4 開催頻度

半期に1度程度(6月及び12月を目安に開催する)

5 その他留意事項

その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。

(制定) 令和4年11月21日

沖縄県小売業 SAFE 協議会 構成員一覧

構 成 員
イオン琉球株式会社
金秀商事株式会社
株式会社サンエー
株式会社リウボウインダストリー
株式会社リウボウストア
生活協同組合コープおきなわ
沖縄県商工労働部中小企業支援課
沖縄県商工会連合会